

社会福祉法人湯沢保育会 定款

昭和54年	8月	1日	開 始
昭和57年	12月	7日	一部改正
昭和58年	4月	1日	一部改正
昭和60年	9月	1日	一部改正
昭和61年	7月	27日	一部改正
平成 3年	5月	30日	一部改正
平成 5年	10月	6日	一部改正
平成13年	12月	1日	一部改正
平成16年	1月	16日	一部改正
平成17年	2月	28日	一部改正
平成18年	10月	19日	一部改正
平成20年	12月	19日	一部改正
平成21年	10月	1日	一部改正
平成25年	12月	31日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	7月	27日	一部改正
平成29年	4月	1日	改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	6月	22日	一部改正
平成31年	1月	16日	一部改正
令和 2年	4月	1日	一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- イ、保育所の設置経営
- ロ、幼保連携型認定こども園の設置運営
- ハ、一時預かり事業
- 二、放課後児童健全育成事業
- ホ、病児保育事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人湯沢保育会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県湯沢市裏門一丁目2番33号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を秋田県湯沢市深堀字高屋敷58番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

附則 第5条で定める評議員の人数は平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間は「4名以上」とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名、監事1名、事務局員1名の合計3名で構成する。

3 評議員選任・解任委員は、理事会において決定する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 理事会が、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を評議員選任・解任委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員にたいしての報酬は無報酬とする。

2 評議員が、会議又は法人業務を行う場合、社会福祉法人湯沢保育会役員費用代償規程に基づき代償する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分

(7) 社会福祉充実計画の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、監事の解任、定款の変更、その他法令で定められた事項の決議は評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

5 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6 評議員会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、評議員総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の評議員会議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名委員2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。またこの法人に業務執行理事1名を置くことができる。

3 理事長及び業務執行理事は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員についてその親族その他特殊の関係ある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員の選任)

第16条 理事・監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職権及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項に定めるほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

(役員任期)

第19条 理事・監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第20条 理事・監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 当法人の役員にたいしての報酬は無報酬とする。

- 2 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議又は法人業務を行う場合、社会福祉法人湯沢保育会役員費用代償規程に基づき代償する。ただし、役員である職員には支給しない。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の承認を得る。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下、「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに

については理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加ることができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

3 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 議長及び理事会に出席した理事及び監事全員は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 湯沢市深堀字高屋敷70番2宅地1157.45㎡

(3) 湯沢市深堀字高屋敷74番4原野3.30㎡

(4) 湯沢市深堀字高屋敷58番地3所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建 深堀保育園園舎1棟(689.74㎡)

(5) 湯沢市岩崎字千年71番地4所在の鉄骨・コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 幼保連携型認定こども園いわさきこども園園舎1棟(702.53㎡)

(6) 湯沢市裏門一丁目2番33号所在の木造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 幼保連携型認定こども園みたけこども園園舎1棟(841.76㎡)

(7) 湯沢市裏門一丁目2番33号所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺消火ポンプ室(4.97㎡)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の同意を得て、湯沢市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、湯沢市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第31条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第33条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類および監査報告書、理事・監事・並びに評議員の名簿については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。(主たる事務所に5年、従たる事務所に3年備え置く。)

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事会の決議の他、3分の2以上の評議員の決議を得て、湯沢市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、湯沢市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を湯沢市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人湯沢保育会の掲示板に掲示するとともに、新聞・インターネット等に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	田	村	道	有
理事	宮	原	忠	克
理事	石	川	千	代
理事	朽	木	通	敬
理事	小	島	浅	之
理事	高	橋	源	治
理事	遠	田	利	吉
監事	菊	地	喜	助
監事	加	藤	嘉	美

1. 深堀 保育園 昭和55年 4月 1日 開始
2. 岩崎 保育園 昭和56年 4月 1日 開始
3. みたけ保育園 昭和50年 4月 1日 開始

この定款は、昭和57年12月 7日から施行する。

この定款は、昭和58年 4月 1日から施行する。

昭和60年 9月 1日付 湯沢保育会 無償譲渡

この定款は、昭和60年 9月 1日から施行する。

この定款は、昭和61年 7月27日から施行する。

この定款は、平成 3 年 5 月 3 0 日から施行する。

この定款は、平成 5 年 1 0 月 6 日から施行する。

この定款は、平成 1 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 1 6 年 1 月 1 6 日から施行する。

この定款は、平成 1 7 年 2 月 2 8 日から施行する。

この定款は、平成 1 9 年 1 月 1 6 日から施行する。

この定款は、平成 2 1 年 1 月 2 0 日から施行する。

この定款は、平成 2 1 年 1 0 月 5 日から施行する。

この定款は、平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日から施行する。

この定款は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、認可を受けるものとして、
平成 2 7 年 7 月 2 7 日から施行する。

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
但し、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までは現行の通りとする。

この定款は、認可を受けるものとして、
平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 3 0 年 6 月 2 2 日から施行する。

この定款は、平成 3 1 年 1 月 1 6 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。